

東部環境工場フォークリフト賃貸借 仕様書

1 概要

熊本市東部環境工場において使用するフォークリフトをリースするもの

2 納車場所

熊本市東区戸島町 2570 番地 熊本市東部環境工場

3 履行期間及び賃貸借期間

(1) 履行期間

契約日から令和 12 年(2030 年)9 月 30 日まで

(2) 賃貸借期間

令和 7 年(2025 年)10 月 1 日から令和 12 年(2030 年)9 月 30 日まで (60 ヶ月)

4 機器仕様

・電動フォークリフト	スタンダードタイプ	1 台
・定格荷重		1,500kg
・最大揚高		3,000mm
・全長		3,000mm 以下
・全幅		1,115mm 以下
・フォーク形状	長さ	1,070±10mm
・フォーク調整間隔 (最大/最小)		(920mm 以上/250mm 以下)
・マスト高さ (マスト下降時)		1,995mm 以下
・さやフォーク (延長アタッチメント)		装着時長さ 1,520±10mm
・サイドシフト機構		
・バッテリー集中補水機能		
・電源コード		
・充電プラグ		

※ 受注者は賃貸借期間開始までに機器仕様を満たす新車を用意すること。

5 その他含まれる費用

(1) 当該車両の運搬に要する費用

(2) 賃貸借期間内の年次法定点検費 4 回分含む (検査料のみ)

6 納車及び検査

(1) 賃貸借期間の開始日までに、市担当者と協議の上、納車日時等を決定すること。

- (2) 運搬車両から納車場所への荷卸し作業は受注者が行うこと。
- (3) 検査は機器仕様確認及び動作確認を市担当者立会いのもと行うこととする。
- (4) 納車時に基本的な操作及び保守に関する注意事項を説明すること。
- (5) 検査の際には、以下書類を含む業務完了報告書を提出すること。

- ①納品書
- ②取扱説明書
- ③保証書
- ④その他、必要と指示された書類

6 動産総合保険

当該車両は動産総合保険に加入し、保険料は受注者の負担とする。

7 車両の再リース・返却

受注者は、賃貸借期間満了後、車両を再リース又は返却するものとする。
再リースする場合の月額賃貸料については、両者の協議の上決定する。

8 支払い

- (1) 支払方法は、60ヶ月の月払いとする。
- (2) 受注者は支払い対象月の翌月に発注者へ請求書を提出し、発注者は請求書受領後30日以内に請求金額を支払うものとする。なお、フォークリフト製作期間3ヶ月程度を見込んでおり初回支払いは令和7年(2025)10月分とし、以後の支払いについても同様とする。

9 秘密の保持

受注者は、本賃貸借の履行を通じて知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

10 その他

- (1) 車両には見やすい場所に履行期間、受注者名、連絡先を記したシールを貼ること。
- (2) 本仕様書に規定されていない事項または解釈に疑義を生じた場合は市担当者と受注者の協議のうえ定めるものとする。